

令和 6 年度

学校いじめ防止基本方針

柏 市 立 田 中 北 小 学 校

学校いじめ防止基本方針

柏市立田中北小学校
平成26年 4月 1日 策定
令和4年 4月 25日 改訂
令和5年 6月 10日 改訂
令和6年 4月 12日 改訂

1. 定義・基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童と同じ学校に在籍している等、一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

(2) 基本理念

この基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」と言う）第13条（学校基本方針の策定）に基づいて策定するものである。

学校においては、この法の有無に関わらず、児童におけるいじめ対策に万全を期すことは当然であり、今までに行われてきたものであるが、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導効果を上げることを目的とする。

すなわち、学校はいじめ未然防止の観点から、学校生活のあらゆる場面において、日頃から児童の心の成長を促し、「いじめをしない、させない、傍観しない」との認識を全職員及び児童が再確認するとともに、「いじめはどこにでも起こり得る」との認識の下、早期発見・早期対応ができるよう、情報収集と組織での対応を心掛けなければならない。

また、法の第9条にある通り、学校は保護者に対し、児童の規範意識を養う等、いじめ防止について、学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続的に情報発信していくものとする。学校基本方針の策定に際しては、その内容を保護者や地域住民、児童に周知し、策定後の取り組みが円滑に進められるようにする。

【第9条】

保護者は、子の教育について第一義務的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

【第13条】

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、子供がいじめを苦に自らその尊い命を絶つような事態は何としても防ぐという強い決意で、いじめ防止に取り組む。

2. 組織

(1) 「生徒指導部会」兼「校内いじめ防止対策委員会」

部会には、管理職、教務主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主任・副主任、養護教諭、各学年の生徒指導担当が参集し、毎月、各学年・学級の気になる状況についての情報交換を行うとともに、気になる状況の改善に向けた具体等を策定し、実践する。

年間計画、なかよしアンケート等の見直しや提案を行う。

いじめ事案が発生した際には、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも加え、情報共有を図るとともに、事実確認、指導・支援、再発防止策の策定を行う。

(2) 校内支援委員会

特別支援教育コーディネーターや各学年主任が集約した、合理的な配慮を要する児童についての情報を元に、毎月、要支援児童に対する見立てや手立て等についての共通理解を図り、決定した支援方針に基づいた対応を行う。

(3) 職員会議

年度初め及び必要に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を元に職員研修を実施するとともに、いじめの状況や特別な支援を要する児童について、毎月、全職員で共通理解を図る。

3. 未然防止

(1) 学級経営・児童理解

小学生の一日の生活の場は、ほとんどが教室であり、学級担任の言動が、教室の雰囲気や児童同士の関わり方に大きく影響を及ぼすことを強く認識し、指導、支援にあたる。また、管理職や学年主任等との報告・連絡・相談を密にし、次のことを基本として日々の指導に役立てるものとする。

① 全教職員による個に応じた児童理解

学級には様々な生い立ち、家庭環境、個性を持った児童がいる。よって、担任は、児童一人一人の抱えている背景や特性、困難さ等の把握と理解に努める必要がある。つまり、児童一人一人の課題等に対する「見立て」と「手立て」の検討が重要となる。

「見立て」や「手立て」の検討は、担任が一人で行うのではなく、校内いじめ防止対策委員会や校内支援委員会で協議する。その上で、職員会議等で全職員の共通理解を図り、「手立て」を実践していくこととする。また、障害（発達障害を含む）について、熱心な無理解者とならないよう適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。

※熱心な無理解者とは、障害（発達障害を含む）のある子どもについて【無理解・誤解・理解不足】などの状態にも関わらず、熱心といわれるくらいの積極的な指導・支援を繰り返し、かえって当事者の状態を悪化させてしまう人のことを指す。

② 児童一人一人が安全で安心できる人間関係づくり・居場所づくり

自分の存在価値を認められており、充実した生活を送れる児童は、学校でのストレスが低くなり、向上心をもって物事に取り組めるものである。そのためには、児童個々の特性を理解している教職員の言葉かけや助言が、児童を良い方向へと導く効果的な方法となる。係活動等の諸活動や部活動、委員会活動等を通して、児童が自己有用感を高められる言葉かけを積極的に行っていく。

合わせて、感情のコントロールが難しくなってしまった時などに、安全で安心感を得られ、クールダウンができる居場所を校内に設けるよう努めていく。

③ 受容性の高い学級集団づくり

いじめの発生と学級風土には密接な関係性がある。排他性が低く、受容性の高い学級は安全で安心な居場所となり、児童同士の関係性も良い状態が保たれる可能性が高い。しかし、担任が高圧的な指導を行ったり、特定の児童を指導することが多かったりすると、児童の中に序列が生まれ、特定の児童が友達からも責めを負うようなことにつながりかねない。

逆に、担任が、児童一人一人の個性や特性を受容し、適切な指導・支援を行うことができると、児童同士もそのような関係性を築くことができるようになっていく。

児童同士がお互いの個性を認め合い、苦手なところを補い合うことができる、受容性の高い学級集団の育成を目指していく。

④ 組織的な対応・関係機関との連携

いじめの未然防止には、全職員の共通理解と協力体制が不可欠となる。個々の職員が児童一人一人に関するアンテナを高くして情報収集に努めるとともに、収集した情報を全職員で共有し、共通した支援・対応ができるようにする。

また、家庭環境に起因する課題を抱えている児童に対しては、スクールソーシャルワーカーを介して、児童相談所や市のことども支援室等、外部機関との連携を図る。

⑤生徒指導目標の明確化

教育は人格の完成を目指して行われるものである。少なくとも義務教育修了年限までは視野に入れ、今何をすべきかを明確にしておく必要がある。学年が上がり、自我が目覚めてくるに従い指導が難しくなるので、系統的な指導・支援ができるよう、学団ごとの重点目標を設定し、年間指導計画をもとに指導・支援を行う。

低学年：多くの友だちと関わる機会を意図的に仕組むことで、仲間はずれにしたり、特定の友だちを独り占めしたりすることなく、友だちと関わることができるようにする。

中学年：友だち同士協力し、助け合って学校生活を送ることができるようになる。

高学年：差別や偏見から友だちを排除することなく、必要に応じて距離を保ちながら、友だちと接することができるようになる。

⑥性的違和や性的指向・性自認に係る児童への理解と対応

性的違和や性的指向・性自認に係る児童は、自身の状態を秘匿しておきたい場合がある。当該児童に対するカミングアウトの強制がないように、日頃より相談しやすい環境を構築する。また、図書室や保健室に児童の実態にそった関連図書を整備する。さらに、児童生徒課や少年補導センターの指導主事等による出前授業を実施し、児童・保護者の意識啓発を行う。

性的違和や性的指向・性自認に係る児童や保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、アウティング（他人の秘密をその人の許可なく暴露する、されること）のないように、教育委員会、医療等の関係機関と連携して適切に対応する。

⑦SOS の出し方に関する教育の推進

児童が自分から SOS を出せるように、SOS の出し方に関する指導を年1回以上行う。また、各学期の始業式や全校朝会を活用して、校長や生徒指導主任から「SOS を出すことの重要性」について話をする。

⑧感染症等に関する人権への配慮と対応

児童やその保護者が感染者や濃厚接触者となった時に、偏見やいじめが起こらないよう、日頃から校長や生徒指導主任等が放送や全校朝会等を活用して、感染した児童の人権を守るための講話を実施する。

⑨配布端末（PC・タブレット等）の適切な利用に対する指導

情報端末を適切に利用できるように、情報モラルに関する学習を行う。また、初めて情報端末を使用する際には、児童及び保護者に貸出タブレット活用のルールを配布し、児童のみならず保護者にも内容を確認して頂き、学校と家庭の双方で適切な利用ができるよう環境を整える。

なお、ネットトラブルに対して、学校は当事者（書き込みされた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス業者）ではないため、削除や発信者情報開示の代行は行わない。

（2）教職員の研修の充実

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図る。併せて、教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、自己指導能力の獲得を目指した「わかる授業」の展開に努め、学級や学年等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを目指す。

（3）道徳

規範意識、友情、生命尊重等の道徳的価値について、教師が価値を押し付けるのではなく

なく、児童が主体的に「考え、議論する道徳」の授業を展開する。

あわせて、学校生活全体を通して、児童の道徳観を養うために、機に応じた指導・支援を行っていく。

(4) 教科指導

千葉県教育委員会は、生徒指導における重点目標の1つとして、「生徒指導の機能を生かした『わかる授業』の推進」を挙げている。

このことは、グループ活動の中で、お互いの考え方や意見を交換し合うことにより、コミュニケーション能力を育成することの大切さを示している。

児童が「学習内容がわかる」「授業が楽しい」と感じられることは、充実した学校生活の最大の要件と考える。

(5) 世界情勢等をめぐる児童への適切な対応

世界情勢等に係る関係国を出自とするなどを理由に、関係する児童に対して差別等の不当な扱いによるいじめが起こらないよう、学校や関係機関で注意深く見守り、いじめの未然防止に取り組む。また、発達段階に応じて、学校生活のあらゆる場面を通じて人権教育の推進に努める。

(6) 宗教との関わりに起因する問題を背景とした児童への理解と対応

宗教に関する課題を抱える児童の早期発見と支援に努める。心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、SCやSSWと共にチーム学校として教育相談に取り組み、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行う。

4. 早期発見

(1) 観察の視点の共有化

児童と一番長い時間接しているのは担任である。

学校生活のあらゆる場面で児童をきめ細やかに観察し、児童の変化を察することで、下記のようないじめの芽を見逃さないようにする。

- 授業中の発言を冷やかされたり、無視されたりする。
- 席替えの時、机を「ほんの少し」離される。
- 給食をその子からもらうことを拒否する。
- 菌等の言葉を言われる。
- 物が盗まれたり、壊されたりする。
- 責任を押しつけられたり、追及されたりする。

担任はいじめの芽を発見した時点で、即時指導・支援を行う。

(2) いじめの早期発見に向けた取り組み

いじめを受けた児童が、初期対応の遅れにより心の傷を広げることのないように、早期発見に努める。

① 学校生活アンケートの実施

「学校生活アンケート」と「教育相談」を通して、いじめの芽を把握する。アンケートの結果については、複数の教員で確認する。

アンケート等に「いじめられている」との回答がなかったとしても、日々の観察を重視し、気になる児童に対しては、必要に応じて面談を行うとともに、保護者との連携を図るようにする。

なお、アンケート等の保存期間は、児童や保護者から長期間の経過後にいじめ重大事態の申し立てがなされることもあり得ることを踏まえ、国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則に則り、指導要録と同様に実施年度の末から5年間とする。

② 教育相談週間の活用

教育相談期間を活用し、アンケートの結果や日々の観察の様子等を元に、学級の全児童と面談を行う。希望があれば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭、管理職等、担任以外の職員との相談も可能とする。

面談の内容について、原則、「秘密を洩らさない」「約束を厳守する」こととするが、命と人権に関わる内容については、保護者や関係機関に伝えることを、児童と保護者に周知しておく。

③ いじめの相談、通報のための窓口

これまでの電話相談等に加え、柏市内の小学校に在籍している児童（6年生）のいじめ早期発見、早期対応、抑止力を目的とし、報告・相談プラットフォーム「STANDBY」を導入する。（「STANDBY」とは、児童の持っているスマートフォンや一人一台端末等からワンタッチで児童生徒課や専門機関に直接いじめ等の報告・相談のできるアプリである。）

また、3年生以上の児童に対して、毎日こころとからだの状態を記録したり、アンケートに回答したりすることで、「気づき」や「変化」を可視化し、自己管理能力を養成できる「シャボテンログアプリ」を導入する予定である。

5. 早期対応～再発防止等の策定

(1) 即時に事実関係を確認

① 被害児童から「いつ、どこで、誰に、何をされたか」について、詳細に事実関係の確認を行う。

原則、担任が聞き取りを行うが、状況によっては、当該児童が最も信頼を寄せる職員が対応したり、複数の職員で聞き取りを行ったりすることがある。

事実確認の際も、被害児童の「安全」「安心」の確保と心のケアに徹する。

② いじめを行ったとされる児童や周囲にいた児童に事実関係の確認を行う。

被害児童の訴えをもとに、関係する児童に事実関係の聞きとりを行う。

いじめを行った児童や周囲にいた児童が複数人の場合は、同じタイミングで、複数の職員による聞き取りを実施する。

聞き取りは、訴えがあった日に行い、事実関係の確認が完了次第、被害児童、加害児童、周囲にいた児童、学級・学年全体に対して指導・支援を行う。担任不在時等、状

況によっては対応が即日とならない場合もあり得るが、極力早期に事実関係を掌握できるようにする。

なお、聞き取りは、次の点に留意しながら、傾聴の姿勢を忘れずに、丁寧に行う。

ア 聞き取りに際しては、事前に、被害児童に「必ずあなたを守る」と伝える。

イ 客観的事実を記録し、時系列に整理する。

ウ 聞き取り内容に齟齬が見られる場合は、聞き取りを複数回行う場合がある。

エ 学年に応じた実施場所や実施時間を考え、過度の負担を強いないよう配慮する。

オ 高学年の女子については、男性教員一人での聞き取りは避け、女性教諭同席のもと、複数で聞き取る等の配慮をする。

また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、法第23条第6項に基づき、直ちに柏警察署生活安全課に相談・通報を行い、支援を要請する。

③ いじめに関わった児童の心身と児童同士の関係性の修復及び再発防止に努める。保護者の要望に応じてSV及びSCの派遣を要請し、必要に応じていじめに関わった児童及び保護者に対するカウンセリングを行う。また、いじめが原因で不登校が発生した場合には、教育支援センター、フリースクール等と連携し、児童の学びの場を確保する。

(2) 報告

いじめの情報が入った時には、担任が一人で抱え込むことなく、担任⇒学年主任⇒生徒指導主任⇒管理職の順に、特別な事情のない限り、その日のうちに報告する。

第一報以後も、適宜、途中経過の報告をする。

(3) 校内いじめ防止対策委員会の招集

管理職が必要と判断した場合は、報告を受けてから速やかに対策委員会を招集する。委員会で具体的な方針を決定し、対応を開始する。

長期休業中も、できる限りの対応をする。

(4) 保護者連絡

被害児童のみならず、いじめを行ったとされる児童の家庭に対しても、担任による事実の報告（電話や家庭訪問等）を速やかに行う。現時点で把握している事実を報告する。

あわせて、対策委員会で決定した再発防止策に取り組むことと、子どもを守ることを約束する。

法は、いじめの要件をいじめられている児童の主觀を重視した定義に立っている。保護者には、保護者会等で、具体的な事例に即して法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促す。

(5) 原因の究明と再発防止策の実践

いじめが起きた背景、原因等を分析し、再発防止策を策定し実践する。

いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。

また、いじめを行う児童に対しては、一定期間、校内において他の児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが有効な場合もある。さらに、いじめの状況が一定

の限度を超える場合には、いじめられる児童を守るために、警察等適切な関係機関の協力を求め対応策を講じていく。上記の措置を講ずることについては、教育委員会や保護者との間に、日頃から十分な共通理解を図っておく。

6. 経過観察

(1) 1週間の経過観察と保護者への連絡

関係する児童にいじめの事実確認 ⇒ 指導・支援を行った日から5日間は、被害児童の学校での様子をご家庭に報告する。ご家庭での様子も伺う。

担任は、被害児童の様子を注意深く観察し、必要に応じて声をかけ、安心感を与えるよう努める。

5日以上経っても改善が見られないと校長が判断した場合は、校内いじめ防止対策委員会で協議し、別途具体的の方針を立て、次の再発防止策に着手する。

(2) 担任・管理職による経過確認

いじめの事実確認後、半月以内に経過報告を家庭に対して行う。その後も、半月に1回くらいの頻度で家庭に経過報告を行う。状況や人間関係に改善が見られてからも、3カ月間は再発の芽がないか被害児童の様子を細やかに観察し、定期的に家庭と連絡を取り合うようにする。

(3) いじめ解消の確認

いじめ解消の判断は、いじめ事案発生後3カ月を目安に校長が行う。

いじめは、謝罪をもって安易に解消と判断せず、少なくとも下記の2つの要件が満たされる場合に判断する。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的または物理的な影響(インターネットを通じて行われているものを含む)が止んでいる状態が3カ月継続していること。

② 被害児童が心身の苦情を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

7. 関係機関等との連携

(1) 教育委員会

重大事態については、校長が児童生徒課長に報告をするとともに、指導・助言を受ける。

(2) 柏市少年補導センター

SNSを介したいじめやネットトラブルについては、柏市少年補導センター等に講師依頼をし、講演や出前授業等を通して指導・支援する。

(3) 幼保こ小中

小学校入学前の子供同士の関係や家庭環境等の情報を得て、児童理解を深める。

小学校での状況は中学校へ引継ぎ、卒業後も児童がよりよい成長を遂げられるよう後押しする。

(4) 柏警察署・東葛地区少年センター

いじめ等の事案発生時、法に触れるおそれがある場合は、校長が当該機関に連絡し、連携して対応していただけるよう依頼する。

(5) 教育支援センター

教育支援センターに通っている児童については、管理職や担任等が定期的に訪問し、児童の様子を参観するとともに、相談員から情報提供を受ける。

8. 保護者・地域との連携

(1) 啓発

児童の規範意識やしつけ等、子どもの教育に対する第一義的責任は保護者にあることを、学校だより等を通じて、継続的に周知していく。

SNS を介するいじめ等に対しては、外から見えにくいという特性があるため、保護者との連携を密にし、対応する。

(2) 家庭訪問・個人面談の実施

昨年度の様子や家庭内での様子などについて、保護者から児童の情報を得ることにより、子どもたちの人間関係を多面的に理解する一助とする。

(3) 登下校の見守り

保護者、地域ボランティアによる登下校の見守りに対して、感謝の気持ちを醸成するとともに、地域の方々への感謝の気持ちを表現する機会を設ける。

(4) 学校評価

毎年の学校評価において、いじめ防止の取り組みについて評価していただく。児童アンケートや保護者アンケートについても同様の項目を設けることで、信ぴょう性の高い分析を行い、いじめ対策の改善に資する。

9. 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態の定義

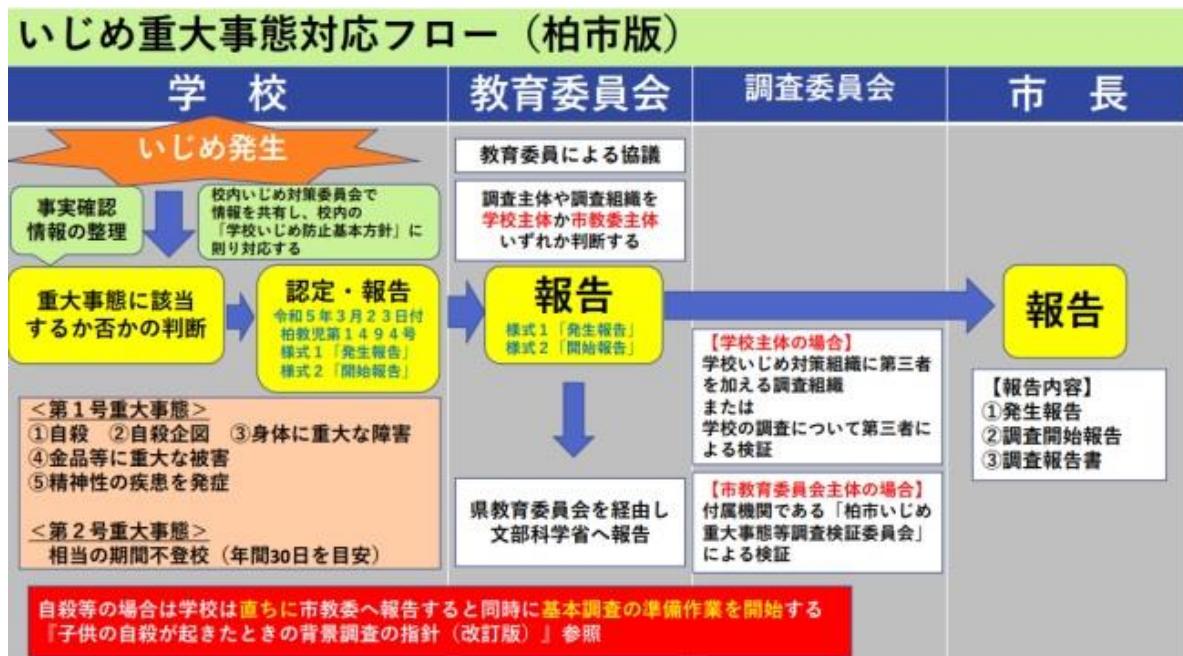
- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - ・暴行を受け、骨折した。　・投げ飛ばされて脳震盪となった。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・複数の児童から金品を強要され、総額1万円を渡した。
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校では復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

(2) 対処

- ① 校長が児童生徒課長に重大事態発生の報告をする。
- ② 校内いじめ防止対策委員会を立ち上げ、基本調査を開始する。（学校が主体となる場合）
- ③ 事案によっては、市教委主体で基本調査を実施する。
- ④ 必要に応じて関係機関の協力を得ながら基本調査を進める。
- ⑤ 1週間以内に基本調査の結果をまとめ、関係児童及び保護者に報告する。

【重大事態発生時の対応】



10. 点検、評価、公表

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」については、生徒指導部会、職員会議等により、毎年度末に点検、評価を行い、必要に応じて改定を行った後、翌年度1学期中にホームページにて公表する。
- (2) また、学校評価を視野に入れた保護者アンケートの実施に際しては、学校のいじめ対策に関する項目により点検を行う。